

予防内服

奥沢 英一

労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター

抗マラリア薬であるメファキン(塩酸メフロキン)は、2001年、厚生労働省により認可された。その添付文書には、マラリア治療(診断確定後に4錠服薬)のみならず、マラリア予防(毎週1錠を定期的に服用)の記載もある。これによって、マラリア流行地への旅行者が、予防目的で抗マラリア薬を入手できる道が公式に開かれたことになる。

メファキンが旅行者の手に渡るまでの手続きは、自費診療である点を除き、他の処方薬と何ら変わらない。まず、薬事法第49条(要指示医薬品の販売)の規定により、薬剤師がメファキンを販売するにあたっては、医師が発行する処方箋等の確認を要求される。そして、医師法第20条(無診察治療の禁止)により、医師がメファキンの処方箋を発行する場合、患者を診察することが求められる。ここでいう診察は、保険診療であれば、マラリアの診断と解釈される。しかし、自由診療なら、海外渡航の予定を確認し、打聴診などを行った上で、医師が服薬の適否を判断すれば十分である。しかし、マラリア流行地への旅行者が、適切な医学的指導を受けられるようになったとまでは言いがたい。特に懸念されるのは、不適切な処方あるいは服薬指導の拡大である。そこで、今回のガイドラインが作成されることになった。対象は、必ずしもマラリアに関する十分な知識をもちあわせていない国内の一般医師である。

(1) 予防内服の有益性は感染リスクに比例する。高リスクの旅行者なら、予防内服のメリットがデメリットを上回る。この点を強調し、予防内服への正しい理解を促す。

(2) 旅行者を紹介できる医療機関のリストを添付する。自費診療による処方困難な状況、あるいはスタンバイ治療を検討すべき事例なら、専門家に紹介できる道をつける。

当ガイドラインは、当面の課題として、正しい予防内服の普及を目指したものである。スタンバイ治療、妊婦や小児への対応、国内で流通していない薬剤などには詳しく触れていない。将来、予防内服が普及してゆけば、再検討が必要となる。

Chemoprophylaxis

EIICHI OKUZAWA

Dept of Research and Information, Japan Overseas Health Administration Center,
Japan Labour Health And Welfare Organization